

盛土規制法の許可・届出の要否に係る自己申告シート【建築確認申請用】

(盛土規制法12条・30条許可、27条届出、21条1項・40条1項届出関係)

建築主事・確認審査機関 あて

作成日： 年 月 日

下記のとおり宅地造成等に関する工事について申告します。この書類の記載事項は、事実と相違ありません。

建築主	住所	氏名
申請地	地名地番	
作成者	設計事務所名	作成者名

- ※ 本シートは明らかに許可が不要な場合の自己申告に利用するものであり、確認審査機関から許可不要の証明書を求める場合があります。
- ※ 盛土規制法の許可に関する規定は、建築基準関係規定になっているため、建築物の設計者の責任において許可対象となる宅地造成等の有無を確認し、建築確認申請書に本自己申告シートを添付してください。
- ※ 盛土規制法の許可対象となる宅地造成等がない場合は、建築物の設計者の責任において、建築確認申請書及び建築計画概要書の配置図に、「盛土規制法の許可対象となる宅地造成等の工事無し」の旨を記載してください。
- ※ 確認済証交付後、現場で行われる宅地造成等が、この記載と異なり、盛土規制法における許可が必要であることが明らかになった場合は、設計者等は速やかに沖縄県建築指導課と調整の上、建築確認申請先にご連絡ください。

規制区域	☐ 宅地造成等工事規制区域（宅造区域）
※判断基準となった規制区域にチェック	☐ 特定盛土等規制区域（特盛区域） ※両方の規制区域や、那覇市と那覇市以外の区域にまたがる場合は、県建築指導課（盛土対策班）にご相談ください

チェック項目	宅地造成の内容	要否判断基準		チェック欄	
		(確認対象法令) 12条許可 30条許可	27条届出 21条1項届出 40条1項届出		
①	最大の盛土の高さ	宅造区域 1m超 特盛区域 2m超	1m超	☐ あり	☐ なし
②	盛土又は切土の高さ ※崖が生じるもの			☐ あり	☐ なし
③	同時にやる盛土及び切土の高さ (①②に該当しないもの)	宅造区域 2m超 特盛区域 5m超	2m超	☐ あり	☐ なし
④	盛土の高さ (①③に該当しないもの)			☐ あり	☐ なし
⑤	盛土又は切土をする土地の合計面積 (①~④に該当しないもの) ※盛土又は切土をする部分が標高差50cm以下である場合は除きます。	宅造区域 500㎡超 特盛区域 3,000㎡超	500㎡超	☐ あり	☐ なし

※ 崖とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます。

※ 整地・地均し、基礎工事のための掘削・埋戻し等は、該当しません。

1つ以上「あり」に該当する場合

全て「なし」に該当する場合

【申告欄】

建築確認申請に係る上記申請地における盛土規制法の許可・届出手続きの要否について、下記のとおり申告します。

許可・届出が	☐ 令和8年9月30日以前に造成が済んだ既存盛土に該当しますので、手続きは不要です。
不要な場合	☐ 令和8年10月1日以降に許可・届出規模に該当する造成行為はありませんので、手続きは不要です。

許可・届出が必要な場合	☐ 今回、造成行為を行う予定（又は、造成済み）であり、1項目以上「あり」に該当しますので、 盛土規制法12条・30条の許可証の写しを確認申請書に添付します。
	☐ 今回、造成行為を行う予定（又は、造成済み）であり、1項目以上「あり」に該当しますので、 盛土規制法27条届出（受領印有り）の写し又は受領証の写しを添付します。添付できない場合 / 届出（済・予定）
	☐ 規制区域指定の際に、既に造成行為中（又は、造成済み）であり、1項目以上「あり」に該当しますので、 盛土規制法21条1項・40条1項届出（受領印有り）の写し又は受領証の写しを添付します。添付できない場合 / 届出（済・予定）
造成等あるが許可・届出が不要な場合	☐ 現在、造成行為中（又は、造成済み）であり、1項目以上「あり」に該当しますが、 都市計画法第29条1項、2項の許可を受けている造成行為のため、盛土規制法の許可は不要です。
	☐ 現在、造成行為中（又は、造成済み）であり、1項目以上「あり」に該当しますが、 別紙「許可不要工事等の一覧（ ）該当」のため、盛土規制法の許可は不要です。

太枠内を記入してください。